

第3期 鳴門市子ども・子育て支援事業計画

自然とふれあい
笑顔がうずまく
子育てを始めるまち
なると

令和7年3月
鳴門市

はじめに

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。その後、令和 5 年には、こども家庭庁が発足し、こども基本法の施行やこども大綱の閣議決定など、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」をめざす取組が進められています。



本市では、平成 27 年度に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年度に「第 2 期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に取り組んでまいりました。

また、令和 5 年 4 月には、鳴門市版子ども条例である「鳴門市うずっ子条例」を制定し、子どもの権利を保障し、子どもを守ること、市を挙げて子どもの成長と子育てを応援することで、子どもたちのことを第一に考える鳴門市の実現をめざしています。

一方で、未婚・晩婚化の進展などにより、出生数の減少、少子化が進行している状況は依然として続いています。実際に、合計特殊出生率においても、本市は平成 30 年から令和 4 年にかけて、全国及び徳島県より低下している状況であり、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備はより一層重要となっています。

こうした状況の中、現行計画が令和 6 年度末をもって終了することから、国の動向や地域の実情、市民のニーズ等を十分踏まえ、子育て環境のさらなる充実に向け、「第 3 期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次代を担う子どもたちは鳴門市の希望であり、かけがえのない宝です。本市の豊かな自然の中で、子どもたちが健やかに伸び伸びと成長することができ、保護者も子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境づくりを進めてまいります。また、地域や社会全体が協働して子育て支援に関わることで、子どもや保護者、地域の人たちが笑顔に包まれる「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なんと」の実現をめざし、さらなる子育て支援施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました鳴門市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、子ども・子育てに関するニーズ調査や生活状況調査、パブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

鳴門市長 泉 理彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 2
- 4 策定体制 2

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 鳴門市の統計データからみる現状 3
- 2 第2期計画の進捗状況 12
- 3 アンケート調査結果 19
- 4 第2期計画の主な取り組み内容と課題 53

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 56
- 2 基本的な視点 56
- 3 基本目標 57
- 4 なるとまると子育て応援パッケージ事業 59
- 5 施策の体系 60

第4章 施策の展開

- 1 教育・保育環境の充実 61
- 2 健やかな育ちのための切れ目のない支援 65
- 3 すべての子どもと家庭への支援 69
- 4 まちぐるみの子育て支援 74
- 5 安全・安心な子育て環境づくり 77

第5章 量の見込みと提供体制

- 1 教育・保育の提供区域の設定 80
- 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 81
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 82
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 84

第6章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制の充実 97
- 2 計画の点検と評価 98

資料編

1	計画の策定経過	99
2	鳴門市児童福祉審議会運営要綱	100
3	鳴門市児童福祉審議会委員名簿	101
4	鳴門市うずっ子条例（一部抜粋）	102
5	用語の説明	104